

平成21年度
事業計画書

事業名

育成事業
社会適応推進事業
派遣事業
調査研究事業
管理部門（法人会計）

平成21年11月2日から
平成22年3月31日まで

公益財団法人 北海道盲導犬協会
札幌市南区南30条西8丁目1番1号

平成21年度 公益財団法人北海道盲導犬協会 事業計画

育成事業 公益目的事業1

(自平成21年11月2日 至平成22年3月31日)

1. 盲導犬の訓練および貸与に関すること

- 1) 宮城県に1頭の盲導犬を貸与する。
- 2) 平成21年4月から11月までに貸与した16名のユーザーに対し冬期フォローアップを行う。
- 3) 訓練犬29頭を平成22年度貸与に向けて訓練する。

2. 繁殖犬に関すること

- 1) 平成22年度の適性評価対象犬に組み入れる9頭～14頭の子犬を確保する。
- 2) 平成23年度の適性評価対象犬に組み入れる子犬4頭～12頭を確保する。
- 3) 育子期間中の繁殖犬飼育委託家庭に定期訪問を実施する。(標準訪問日：出産時、狼爪切除時、10日目、離乳時、30日目、ワクチン接種時)
- 4) 繁殖犬飼育委託家庭に対して繁殖計画説明会を実施する。
- 5) 業務を円滑に進めるため、繁殖部体制を検討する。
- 6) 繁殖犬委託規程を見直す。
- 7) AGBN加盟施設との繁殖交流、国内外から調達した凍結精子を活用し血統の拡大と新血統の導入を図る。

3. パピーに関すること

- 1) 平成22年度および平成23年度適性評価対象となる子犬13～27頭を飼育委託する。
- 2) パピーウォーカー通信を月1回発行する。

- 3) パピーウォーカーへの家庭訪問を1～3ヶ月毎に実施する。
- 4) パピーウォーカー講習会を1～3ヶ月毎に実施する。

4．老犬に関すること

- 1) 老犬の精神状態や健康状態を十分に把握し充実した生活を送れるよう環境を整える。
- 2) 情報の発信を目的とした通信文を発行する。
- 3) 定期的(3～4ヶ月毎)な家庭訪問と健康状態に応じた家庭訪問を実施する。

5．所有犬の飼育管理に関すること

- 1) 診療施設の設備・薬品を適正に管理する。
- 2) 所有犬の飼育管理に必要な措置を講ずる。

6．北海道盲導犬協会東北ホワイエの活用に関すること

- 1) 当協会東北地方のユーザーや盲導犬希望者に対してフォローアップや相談対応の向上に努める。
- 2) 当協会東北地方のユーザーへ交流の場を提供する。

7．養成及び資質向上に関すること

- 1) 全国盲導犬施設連合会盲導犬歩行指導員等資格認定審査に該当者を受けさせる。
- 2) 研修生に対して盲導犬訓練士、盲導犬歩行指導員養成カリキュラムに基づいた養成を実施する。
- 3) その他の重要な研修会・セミナーを受講させて技術・知識・資質の向上を図る。

8．管理に関すること

- 1) 施設の保全と維持管理の合理的な運営をする。

9．財源確保に関すること

- 1) ミーナの募金箱設置協力者の拡大と入金率の向上を図る。また個人協力者用募金箱の作成を行なう。ミーナの募金箱新規設置目標を250個とし総設置数を5,600個とする。
- 2) サポート会員制度の新規協力者の拡大と継続率の向上を図り、新規会員数を130件とし総会員数を2,400件とする。
- 3) 寄付協力者への訪問を行い継続支援の依頼をする。
- 4) 街頭募金の実施場所・時間の検討を行なう。
- 5) 盲導犬啓発目的商品の開発、頒布を行なう。
- 6) 盲導犬使用者・視覚障がい者・協会所有犬飼育ボランティアへの犬具、日常生活用具、飼料等の頒布を行なう。
- 7) パンフレット、インターネットの活用により新規協力者の開拓をする。
- 8) 企業、ライオンズクラブ等団体への事業支援依頼をする。
- 9) その他関連する業務を行なう。

10．盲導犬の普及啓発に関すること

- 1) 協会広報誌『協会だより』を発行する。
- 2) 当協会ホームページのリニューアルを行なう。
- 3) 関係団体、商業施設、企業等の協力を得て盲導犬キャンペーン活動を実施する

1 1 . 関連団体への協力に関連すること

- 1) 社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会事業へ協力する。
- 2) 全国盲導犬施設連合会事業へ協力する。
- 3) 北海道盲導犬ユーザーの会事業へ協力する。
- 4) 北海道盲導犬協会視覚障害仲間会事業へ協力する。
- 5) その他の各地域の当協会盲導犬使用者の会事業へ協力する。
- 6) 国際盲導犬連盟(International Guide Dog Federation)事業へ協力する。
- 7) AGBN事業に協力する。

平成21年度 公益財団法人北海道盲導犬協会 事業計画

社会適応推進事業 公益目的事業2

(自平成21年11月2日 至平成22年3月31日)

1. 指導内容

1) 対象者

北海道内在住の視覚障がい者

2) 指導方法

(ア) 短期入所指導

訓練生が施設に入所して訓練を受ける方法で1回の入所は概ね3週間。さらに入所期間終了直後に2~3日の訓練生自宅周辺でのフォローアップを実施している。

(イ) 在宅指導

訓練生の自宅或はその周辺地域を利用して訓練を実施する方法。概ね週1回の訓練であることから訓練期間は6ヶ月~1年となる。

(ウ) 通所指導

訓練生が都度施設に来所して訓練を受ける方法。

3) 指導数

(ア) 短期入所指導は12ケースを予定する。

(イ) 在宅指導は7ケースを予定する。

(ウ) 通所指導は3ケースを予定する。

4) 指導課目

(ア) 白杖歩行訓練(白杖を使って安全に目的地まで歩く訓練)

(イ) 日常生活動作訓練(身の回り、家事、調理などの訓練)

(ウ) 点字訓練(点字の読み書き訓練)

- (エ) パソコン訓練 (音声や文字拡大ソフトを使用してパソコンを操作する訓練)
- (オ) ロービジョン訓練 (低視力を補うルーペ、拡大器等の補助具を利用する訓練)
- (カ) 盲導犬取得に向けた必要な訓練
- (キ) 職場復帰に必要な訓練と支援
- (ク) 進学に必要な訓練と支援
- (ケ) 訓練や福祉サービスに関する相談

2. 養成及び資質向上に関すること

- 1) 関連する研修会・セミナーを受講させ、技術・知識を高め、資質の向上を図る。

3. 生活訓練の説明及び啓発に関すること

- 1) 眼科医療機関、ならびに盲学校等教育機関に対する視覚障がいリハビリテーションの啓発と連携の強化を図る。
- 2) 福祉事務所等行政機関に対する情報提供と連携を図る。

4. その他関連すること

- 1) 北海道盲導犬協会視覚障害仲間会事業へ協力する。
- 2) 道内の関連団体 (訓練・医療・教育機関) との連携を強化する。
- 3) 道内の視覚障がいに関わる人たちのネットワーク作りを行う。
- 4) 視覚障がい者への効果的な情報提供手段を検討する。

平成 2 1 年度 公益財団法人北海道盲導犬協会 事業計画

派遣事業 公益目的事業 3

(自平成 2 1 年 1 1 月 2 日 至平成 2 2 年 3 月 3 1 日)

1 . 講師派遣

- 1) 専門学校・大学等の教育機関が実施する視覚障害リハビリテーションに関する講座への講師派遣依頼には可能な限り積極的に応じる。
- 2) 福祉関係事業者等が実施するガイドヘルパー講習会への講師派遣依頼には可能な限り積極的に応じる。
- 3) 道内市町村で開催される福祉関連イベントへの講師派遣依頼には可能な限り積極的に応じる。

2 . 講習会・イベントの実施

- 1) 盲導犬取得申込者を対象として共同訓練体験会を開催する。
- 2) 盲導犬取得に関心のある視覚障がい者を対象とした盲導犬宿泊体験セミナーの開催を準備する。
- 3) 個人を対象とした見学会を定期的を実施する。
- 4) 東北地方の視覚障がい者を対象として生活訓練講習会を開催する。

平成21年度 公益財団法人北海道盲導犬協会 事業計画

調査研究事業 公益目的事業4

(自平成21年11月2日 至平成22年3月31日)

1. 盲導犬に関する調査研究

- 1) 大学等専門機関およびAGBN加盟施設と共同で人工繁殖に関する研究を行なう。
- 2) 国内外の盲導犬事業に関する情報・資料収集を行い質の高い盲導犬の育成を行なう。

2. 視覚障害リハビリテーションに関する調査研究

- 1) 歩行補助具、日常生活用具等の情報・資料収集を行い視覚障がい者へ効果的に情報提供を図る。

平成 2 1 年度 公益財団法人北海道盲導犬協会 事業計画

管理部門 < 法人会計 >

(自平成 2 1 年 1 1 月 2 日 至平成 2 2 年 3 月 3 1 日)

1 . 法人運営に関すること

- 1) 基本財産を変更する。
- 2) 理事会、評議員会を開催する。
- 3) 経営会議を開催する。

* 経営会議：会長、副会長、(常務理事)、所長、部長、次長により構成。月 1 回開催

- 4) 訓練所組織の見直しを行なう。
- 5) 40 周年 (2010.11) 記念事業へ向けての準備を行なう。
- 6) その他関連する業務を行なう。

2 . 管理に関すること

- 1) 諸規定の見直しを行なう。
- 2) 公益法人新新会計基準への対応と新会計システムの運用をする。
- 3) 事務の合理的な運営を行なう。運営に於ける経費節減を図る。
- 4) 公益法人新制度に対応する為、必要なセミナー等へ積極的に参加させる。
- 5) 勤務体制の分析を行なう。
- 6) 中期経営計画の策定を行なう。
- 7) その他関連する業務を行なう。